

社会労働委員會議録第三十一号

昭和三十年六月二十九日(水曜日)

午前十一時二十七分開議

出席委員

委員長 中村三之丞君

理事大石 武一君 理事中川 俊思君

理事松岡 松平君 理事大橋 武夫君

理事山下 春江君 理事吉川 兼光君

理事植村 武一君 理事白井 莊一君

理事草野 一郎平君 理事小島 徹三君

理事床次 徳二君 理事山本 利壽君

理事横井 太郎君 理事越智 茂君

理事小林 郁君 理事中山 マサ君

理事永山 忠則君 理事野澤 清人君

理事八田 貞義君 理事岡本 隆一君

理事佐々木更三君 理事多賀谷眞徳君

理事滝井 義高君 理事八木 一男君

理事横鏡 重吉君 理事井畑 繁雄君

理事受田 新吉君 理事神田 大作君

理事堂森 芳夫君 理事山口シヅエ君

理事山下 榮二君 理事中原 健次君

出席國務大臣 西田 陸男君

出席府委員 出府政府委員

官(調達庁) 海老塚政治君

官(労働基準監督官) 富樫 總一君

委員外の出席者

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

専門員 浜口金一郎君

専門員 山本 正世君

六月二十九日

委員越智茂君、加藤鑛五郎君、加藤

第一類第七号 社会労働委員會議録第三十一号 昭和三十年六月二十九日

清二君、山花秀雄君、井堀繁雄君及び受田新吉君辞任につき、その補欠として船田中君、永山忠則君、多賀谷眞徳君、佐々木更三君、山下榮二君及び田原春次君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田原春次君辞任につき、その補欠として井堀繁雄君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

参考人招致に関する件
けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法案(内閣提出第七二二号)
健康保険法等の一部を改正する法律案(岡良一君外十一名提出、衆法第五号)

国民健康保険法の一部を改正する法律案(山下春江君外五十四名提出、衆法第一五号)

国民健康保険法の一部を改正する法律案(木崎茂男君提出、衆法第一六号)

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案(大石武一君提出、衆法第二一五号)

船岡彈藥集積所の労働問題

○中村委員長 これより會議を開きます。

この際、船岡彈藥集積所の労働問題について、發言の通告がありますのでこれを許します。佐々木更三君。

○佐々木(更)委員 私は駐留軍に對する

る勞務提供と、この管理状況につきまして、特に宮城県船岡における火藥廠に從事する從業員に對する米軍当局の重大な人権じゅうりん問題を中心といたしまして、政府に對して若干の質問をいたしたいと存じます。

この船岡彈藥廠は、昭和二十五年の十月に米軍基地として開設されました。以来、同廠に働いておる日本人從業員に對する米軍の勞務管理は、日本政府のそれぞれの機關を無視して、一方的かつ強圧的であることとあります。加うるに、一部日本人幹部の保身のため

に、これが米軍に對して策動する節があり、勞務上の各種事業の處理に當つては事ごとく公正を失ひ、大多數の從業員は、常に不安の念にかられるに至つておるのであります。ことに米軍當局が、日本政府の代表機關たる勞務管理に對して、著しく出過ぎたる圧迫の方法を講じておるのであります。

特に民主主義を標榜する米軍の日本の労働組合に對する態度は、不可解きわまるものがあるものであります。このため、取るに足らないさいな事柄が紛争の原因となりまして、一般從業員にとつては、近來の勞務管理は支離滅裂となり、大きな脅威となつておるのであります。こういうような從業員を無視する不当な取扱ひをなすに至つては、米軍の横暴もさることながら、日本の勞務管理に、はつきりした強い自主的態度がないということが、この問題の起きてくる原因ではなからうかと

思うのであります。そこで、これはい

わゆる行政協定に基いて、駐留軍に對する勞務提供は日本が間接にこれをなす、勞務管理は日本政府の責任においてなすのでありますから、この際はつきりした自主的かつ民主的な、日本国民の名譽と体面を損傷しないような態度を、政府当局にとつていただきたいというところを、要望する次第であります。その具体的な例をいたしまして、近來起つた幾つかの事件を申し上げて、政府の所信をただしたいと思つてあります。

第一には、米軍當局は、日本の勞務管理にあるにもかかわらず、從業員が病氣欠勤をする場合においては、直接家庭調査をして、これらに従事する職員に對し、著しく出過ぎた調査行為をやつておるといふことでございます。すなわち米軍當局は、日本機關であるところの勞務管理に對して、間接的に病氣欠勤者の状況調査を行はしめる旨、文書をもつて全從業員に示達しておきながら、最近では勞務の係官とともに、軍の直接代理人、すなわちレーバ・オ

フィス勤務の日本人幹部をして、直接從業員の家庭に差し向けて調査を実施せしめております。この軍の直接調査のため、病氣欠勤中の從業員は、心理的圧迫を感じるばかりでなしに、家族及び近隣の体面上も、はなはだおもしろくない結果を招来いたしておるのであります。われわれは、日本人であるのでありますから、日本政府機關によつて調査されることは、あえていふものでは

ございませぬ。しかし、たといその使者が日本人であつても、それが米軍の直接代理人としてわれわれの家庭内にまで立ち入つて調査をするということ

は、とうていわれわれ日本人としての自尊心がこれを許すことはできないのでございませぬ。のみならず、これは明らかに行政協定に基く基地管理權の乱用であり、はなはだき越權行為であるといわなければなりません。そして、この行為の根柢を流れるものは、

条約無視ないしは日本政府輕視の思想であつて、日本人の人権を無視する考へ方に立つものであると思つてあります。この點に對して、政府はどういうふうにか考へるかということとございませぬ。たとえば、これを具体的に申しますと、彈藥取扱夫の小池治治という者が、高血圧と傷の切開手術のため、医者の診斷書をつけて十日間欠勤したが、米軍からは病氣を再調査されて、この程度のことでは勞務管理はできないではないか、こういうわけで強制的に出勤を命ぜられたために、再び病氣が再発をして、現在病臥中というところでございませぬ。これは明らかに行政協定を無視した米軍の人権無視だと思ひますが、政府はこれに對してどう考へ、どういふふうな対策を講じられるか、御意見を伺いたしたのであります。

この際、一括して御答弁を求めます關係上、引き續き――たとえば結婚休暇に對する不当な拒否をしたという事実であります。本年一月十九日に、一從業員が、結婚のために二日間の休暇を願ひ

出たところ、軍は業務多忙を理由に、結婚の日取りを遅えたらどうか、一生の記念すべき最も大事な結婚の日を遅えたらどうか。そうしてそれができないということになりましたところが、それではたまたま一日しか休暇をやらなというふうな、こういう態度でございいます。これは日本人の慣習を無視するばかりでなしに、日本人の人格だとか幸福だとかについては一顧だに与えない、薄情きわまりないやり方だと思ふのでございしますが、政府はこういうことに対して、どう考えておるかというところをございします。

それから妻やその他が病気で、この看病のために早退を願うと、そんなものは帰れば帰れば帰れ。かくして、帰れば、直ちに解雇の通知があとから届けられるのではなからうか、そういう不安の前には、これらの従業員は戦々きょうきょうとして、妻の看病さえもできないというような、非常に不当な状態が行われておるのでございします。

特に近來、軍当局は、日本人労働者に対して、不当な強制労働を指令してきておるといふこととございします。最近、軍は、当基地の運輸手全員に対して、弾薬処理の援助をすべしという指令を一方的に出しました。政府当局も御存じの通り、運輸手は車を安全に運転することが使命でございまして、これ以上弾薬運搬の義務はないと私は考えておるのであります。こういうものに対して、軍当局が、日本の労働事務所を除いて、直接に運輸手に対して、当然拒否してもよろしいようなかかる弾薬処理の援助を指令をいたしまして、むろんこれに従わなければ、当然解雇をするというような指令を出し

た関係上、こういう不当強制労働にも、これらの職員は応じなければならぬという、まことに独立国の日本労働者として、悲しい状態に現在置かれておるわけとございします。こういうことは、すでに当局に申し立てても、詳細報告があることでもございまして、し、単に船岡のみならず、聞くところによりまると、全国にこういう事例が幾多あると聞くのでございします。この際政府は、まず第一に、全国的にこういう事例がどういふふうになつておるか、調査が行き届いておりますならば、これをお聞かせ願うと同時に、この起きおきますところの船岡火薬廠に従事する従業員に対する米軍当局の行き過ぎた人権無視のかかる措置に対して、政府はいかなる対策を今日まで講じておったか、また将来どういふふうにしてこれを解決するかというところについて、私はこの際政府の御所見を伺いたいと存じます。

○海老塚政府委員 駐軍労働者の労働管理につきましては、一般国内産業に使われております労働者の場合と異なりまして、日本政府は、法律上の雇い主にはなっておりまして、事実上の雇い主はなっておりまして、直接米軍がいたしておるといふような関係もありませんために、いろいろ労働管理上、問題になる点が多く出ていることは、御指摘の通りであらうと思ひます。私もどなたかいたしましては、できるだけ労働管理を円滑にしていける立場から、時々、問題につきまして、米軍と折衝をいたしているわけとございしますが、ただいま御指摘がございしました船岡の問題につきましては、直接関係いたしております問題が、休暇あ

るいは早退の問題になつておるわけとございします。病氣休暇につきましては、九十日間米軍が有給休暇を与えることができるという規定になつておりますが、その他の自己都合による休暇その他につきましては、米軍が作業の都合を見て許可を与えるというふうな日米間の取り決めになつておるわけとございします。従ひまして、ただいま御指摘がありました船岡の問題につきましては、お話を聞きますと、いろいろ労働者側に相当の理由があるにかかわらず、軍側でその要求が応じられないという事例のように私も考えているわけとございします。実はこの問題につきましては、御承知のことと思ひますが、二十四日の現地におきまする団体交渉の際に、問題が明らかになつたわけとございまして、私もどなたかいたしましては、果に對しまして、至急軍側に對して、この問題について調査をすると同時に、しかるべく所要の措置を講ずるよう指示いたしておるのでございしますが、果側においては、それ以前に軍と協力して、これらの問題につきましては事実の内容につきまして調査中とございします。追つて調査の方にも連絡があると思ひますが、なお軍側に對しまして、この問題を非常に重要視いたしまして、関係將校に對しまして二百二十九部隊司令部でございしますが、召喚を命じまして、事実その他につきまして調査しているというところも、果側から申しておりますので、詳しい情報に到着いたしました時におきまして、私もどなたかいたしまして、果側あるいは直接海軍等と折衝するようになつておるわけとございします。

○佐々木(更)委員 労働が、今日そういうふうな努力をして、特に米軍もこれに對する解決策を急いでおるといふことは、これは両国関係のために、またこれらの基地内における労働者のために、まことにけつこうだと存じます。が、先ほど私が聞きましたように、米軍当局が、たとえば病氣欠勤をした場合に、この病氣に對して疑いを持つて調査する場合には、当然これは条約に基いて日本政府の機関をして調査せしめることが適當ではないかと私は確信するものであります。ところが米軍当局は、日本政府の機関を信用しないのかどうか、ともかくも労働事務所のみずからの機関をもつて、みずからの機関の直屬の日本人をもつてこれを直接に調査せしめるというところは、私はやはり米軍当局の行き過ぎであり、こういうことがいふゆる人権の無視ではないかと考えたのであります。こういうものに対して、政府はいかにこれを考え、また将来どういふふうな処理をされるつもりか。私の言わんとするところは、この際日本政府は、きざんとして条約に基くところの自主性をここで確立してもらいたい、そういうことにおいて、基地労働者に対して安定感を与えてもらいたい、この点に對する政府の考えはどうか、この点を重ねて伺ひたいと存じます。

○海老塚政府委員 先ほど申し上げましたように、病氣の有給休暇につきましては九十日間、米軍が本人の申し立て、医者の診断書その他によりまして許可をしていただくわけとございします。これは現在、私もどなたかいたしましては、過去におきまして、この有給休暇の乱用というふうな問題があつたことを聞いております。そのために、軍側といたしまして、せっかく日本側の医者の診断書その他の書類を添えて有給休暇を許可したにもかかわらず、現実には有給休暇の乱用の事実があつたということを私も聞いていますのでございしますが、そういうことのために、ただいまおっしゃつたような、米軍自体が、あるいは実際に自宅その他を訪れて、ほんとうに病氣であるかどうかというところを調査しているというふうなことも知つております。この場合、おっしゃる通り、日米間の円滑な関係を維持することを考えますれば、日本側の医者を信用して、実情調査もやつていただければ、現実の問題といたしまして、日本側の医者その他の診断書の提出にもかかわらず、事實は反したというふうなこともあつたというところのために、米軍が日本人の医者その他を伴つて実際の調査をすることになつておるといふふうなことは、日本側の医師を信頼してやることはもちろんでございしますが、現在におきましては、この点やむを得ない点もあるのではないだろうかというふうなことを考えている次第とございします。

○佐々木(更)委員 そうすると、あなたの解釈としては、疑いがあれば、労働提供の直接の責任者である日本政府の機関をそののけにして米軍がこれを調査することが妥當だ、こういうふうにおっしゃられるのですか、その点どうですか。

○海老塚政府委員 先ほどから申し上げておりますように、病氣の有給休暇につきましては、日数その他について

も、もちろんでございますが、米軍におきまして本人が病氣であるということとを認めて許可をするという建前になっていることもありますが、事実そういうような問題もありましたので、現実において米軍が調査をするということとは、やむを得ないものではないかというふうな考えでおります。

○佐々木(更)委員 どうもあなたのお考えは、あまり米軍におべつかを使い過ぎていてはないか、あまり遠慮し過ぎるのではないか、こう思うのです。どう見ても、日本の労働者は、使用の面においては、なるほどこれは直接監督を受けるでしょう。しかし、一般的な雇用関係においては日本政府を通して間接雇用だ、これは違ひありません。そういったしますと、病氣であるということに、日本政府が医師の診断の上において証明をして、そうして休暇を与えた以上は、これに疑いを持つ場合でも、この調査は当然日本政府をもつて調査せしむるのが建前ではなからうか。米軍が直接行って、お前はほんとうに病氣かどうか、こういうような調査は、私は行き過ぎだと思ふ。あなたは、行き過ぎであるかないか、そこををはっきり聞かせていただきたい。

○海老塚政府委員 日本政府は法律上の雇用主でございますが、雇用主と申しまして、実は事実問題につきましましては、ほとんど権限がない、使用その他につきましましては、米軍が事実上の管理を与えるということになっております。これを御承知願いたいと思ひます。

それから、医師の診断書につきましまして、実は当初日本側の医師その他の診断書につきましまして、病氣休暇のことの証明を添えて軍側に申請をいたしておるわけでございますが、間々そういうような医師の診断書の報告に反して、必ずしも乱用にならないかというやうな事実もございまして、また実際上そういう調査をいたしまして疑いが晴れば、もちろん米軍もその必要がなくなるわけではございますが、現在のところ若干の地区において、米軍においてそういうやうな措置を講ずるというのでは、現状においてやむを得ないのではないかとこのように思つております。

○佐々木(更)委員 だいが労働委員会の正規の議事に支障を来たすので、あまり長く質問することはどうかと思ひますが、そうするとあなたは、日本政府が日本の医師をして病氣静養する必要があるという診断書をもつて静養させておる場合も、米軍がこれに疑いを持つて、日本政府を除いて、日本政府でなく、自分みずから、軍当局みずからこれは調査することが妥当だ、こういうことですか、はつきりこのところをおっしゃつていただきたいのです。

○海老塚政府委員 医師の診断書が、常に米軍がその診断書によつて認めた通りの状況であるということが、今まですべての場合でありましたならば、米軍ももちろんそういうことをする必要もないと思ひます。また私どももいたしまして、そういうふうな日本側の医師の診断書を米軍が信用いたしまして、病氣休暇の実施が円滑にいくことが望ましいことであることは、御意見の通りでございます。また私どももいたしまして、できるだけ米軍がそういう事実調査をするというやうなことが

がないようにすることにいたしたいという点も、御意見の通りでございます。すけれども、現実、今までのやうなことがありましたので、ある程度米軍で実施していることについて、これに強い反対を示すということも、現在の段階では、米軍側に話しまして、なかなかむずかしいのじやないかというふうな考えでおります。

○多賀谷委員 関連してちよつとお伺いしますが、日本政府の労働官と駐留軍側の労働官といふか、レーバー・オフィスといふか、その一つの仕事の分野ですが、労働の繰り込みといふか、作業場につけるまでは、日本政府がやるのじやないですか、その作業場における仕事の指揮監督を米軍がやる。ですから、今お話がありました、たとえば、一応作業場から離れて休暇をもらつておる、この休暇についても、私はあとから一、二点聞きたいと思ふのですが、有給休暇といふ場合の中に、病氣の場合の有給休暇と、一般の基準法にいう有給休暇とあるとおる、こういう場合においては、その関係が全部日本側の管理にあるわけじやないかと思ふのですが、どういふやうな事情ですか。

○海老塚政府委員 病氣の有給休暇、もちろん休暇中は作業いたしておりませんが、有給休暇を与えますのは、米軍が与えておるわけでございます。

○佐々木(更)委員 私はやはり作業場の内部においては、米軍が直接管理すべきものと思ふが、しかし、一たび許可を与えて作業場外にある場合においては、これは当然日本の政府機関が条約に基いて、自主性をもつて管理すべきものだという考えを深く持たします。この点は、あなたとは全くその見解を異にいたします。そこで私は、きょうは質問をこれで留保いたします。これで了承いたしました。これで留保いたしました、あなたの速記録等を調べまして、重ねて私はその疑点をあなたにただすことにいたします。本日はこれで質問を打ち切ります。

○中村委員長 速記を始めて下さい。けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法案を議題とし、審査を進めます。

他に本案について御質問はございませんか。

○中村委員長 速記を始めて下さい。けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法案を議題とし、審査を進めます。

○中村委員長 速記を始めて下さい。けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法案を議題とし、審査を進めます。

○中村委員長 速記を始めて下さい。けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法案を議題とし、審査を進めます。

○中村委員長 速記を始めて下さい。けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法案を議題とし、審査を進めます。

期間が三年以内のもの」を「従事したことがないもの」に改める。

第三条第五項中「前四項」を「第一項から前項まで」に改め、同条第六項中「昭和二十二年法律第四十九号」を削り、同条第四項を第六項とし、第五項を第八項とし、第六項を第九項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 使用者は、前二項に規定する場合のほか、別表第二に掲げる作業に常時従事させる労働者のうち、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第五十二条第一項の規定による健康診断において医師により肺結核にかかつていないと診断された者に対して、遅滞なく、けい肺健康診断を行わなければならない。ただし、同項の規定による健康診断を行う前において、第五

条第一項、第六条第三項(第七条第二項において準用する場合を含む)又は第三十一条第二項の規定によりけい肺第一症度、けい肺第二症度又はけい肺第三症度のけい肺にかかつていないと決定された労働者については、この限りでない。

5 使用者は、第八条第一項の勧告に係る労働者が当該事業において粉じん作業以外の作業に従事しているときは、その者に対して、三年以内ごとに一回、けい肺健康診断を行わなければならない。ただし、当該けい肺健康診断の結果、けい肺の症状がその直前のけい肺健康診断の結果の症状に比較して進行していないときは、その後

は、けい肺健康診断を行わなくて

第三条第六項の次に次の一項を加える。

7 使用者は、第四項本文に規定す

る労働者で同項ただし書の規定により同項のけい肺健康診断を行わないもの及び第八条第一項の勧告に係る労働者で当該事業において粉じん作業以外の作業に従事して

いるものうち、労働基準法第五
十二条第一項の規定による健康診

断において、医師により、肺結核にかかっているが、それが活動性の肺結核でないと診断された者に對して、遲滯なく、機能検査を行ななければならない。

第四條中「第四項」を「第六項」に、「又は」を「若しくは」に、「及び労働者」を「又は労働者」に、「第五項」を「第八項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 使用者は、前条第七項の労働者に係る労働基準法第五十二条第一項の規定による健康診断において、当該労働者が医師により活動性の肺結核にかかっていると診断

を証明する書面を当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長に提出しなければならない。
第十四条中「三分の一」並びに第

第十七条第二項、第十八条、第十九条
第一項第二号及び同条第二項中「三
分の二」を「二分の一」に改める。
第四十九条及び第五十三条第一号
中「第四項」を「第七項」に改める。

附則第一項に次のただし書を加へる。

ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

附則第二項中「第四項」を「第六項」に、附則第三項中「その症状を決定し、その旨を当該使用者に通知

するものとする。」を「その症状を決定するものとする。」に改め、附則第五項を削り、附則第四項を次のように改める。

5 前項の規定による症状等の決定は、第五条第一項の規定による症状等の決定とみなす。

附則第二項及び附則第三項をそれぞれ附則第三項及び附則第四項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

（この法律施行前に打切補償又は打切補償費の支給を受けた者に対する特例）

2 けい肺にかかつた労働者若しくは労働者であつた者又は業務上、外傷性せき髄障害にかかつた労働者

は、その者について、その者が当該打切補償又は打切補償費の支給を受けた日から、第十一条から第十三条までの規定を適用する。

附則第六項中「第六項」を「第九項」に、「附則第二項」を「附則第三項」に、「附則第七項中「附則第二項」を「附則第三項」に、「三分の二」を「二分の一」に、「附則第八項中「附則第

二項」を「附則第三項」に、附則第十項中「三分の二」を「二分の一」に改め、

附則第十二項中、「機能検査若しくは結核検査」を削り、「第五項」を「第八

項に、「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改め、附則第十三項中「その症状を決定し、その旨を当

「その症状を決定するものとす
る。」に改める。

は、第五條第一項の規定による症

都道府県労働基準局長は、附則第十三項の決定に係る第五条第一項の重労働とは、屋外に

く、附則第十二項の規定により提出されたエックス線写真及び書面

一法律案に対する修正で、予算の増額を伴うもの若しくは予算を伴うこととなるものについては、内閣に対して、意見を述べる機会を与えなければなら

「ない」と規定しておりますので、この際内閣より発言があればこれを許可いたします。

それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。

○西田國務大臣　たたいま法律案の修
正の内容を伺いました。今度の修正に

よりまして、この法律の公布の日から支給するという点に關しましては、こ

れは予算上、避くべきであると考えますが、御修正の趣旨にかんがみまして、善処いたしたいと思います。その

他の修正の部分につきましては、御修正の意思を尊重して了承いたします。

○中村委員長 これにて本修正案に対する内閣の発言は終了しました。

次に修正案並びにただいまの修正案に対する内閣の意見について発言の通告がありますので、これを許します。大

○中村委員長 他に御発言はありませんか。

○山下(春)委員 ただいま労働大臣の

御答弁は、可能な限りすみやかに実施する、という御回答でございましたが、その可能な限りというのは、本院及び参議院を通過いたしました時刻から何日ぐらいを要しでしょうか。

○西田國務大臣　お答えいたします。参議院を通過いたしましたから、事務

的に多少の時間を要するのでございますが、事務的な手続が完了いたします

れば、その日から公布いたします。

○山下(春)委員　これは私どもとしては、非常な努力をして譲った規定でござ

さいますか。その手紙と仰せられたのは、どういう手続で、何日ぐらいを要しましょうか、御回答をいただいておりますか。

○官糧(糶)政府委員 手續と申しますのは、天皇の御裁可を経る手續と、あとは印刷局におきまして、官報に印刷

し、発行する手続だけであります。
 (「どのくらいかかる」と呼ぶ者あり)
 どのくらいか、一兩目ぐらいで何とか
 できるかと思いますが、そこは咸

心誠意やりますので、御了承願います。

「重」(中上)

○中村委員長 速記を始めてください。

案に對する各派共同提出にかかる修正案を一括して討論に付します。討論は

定の健康診断を行う際、結核のおそれある者についてけい肺健康診断を行う

ことは、適當な措置と考えるのであります。なお、政府におかれても、今後十分調査研究の上、危険度の高い作業場は区分して、多くの回数診断を行い、万遺漏なきよう今後の改正に期待

第二点、費用負担の問題であります。が、国庫補助金の率でございますけれども、民主、自由の両党で、すでに予算修正がなされたところであり、その予算修正全体の話し合いについては、

第三点、従来の患者の取扱いであります。わが党といたしましては、労基法、労災法の打ち切り補償を受けた人々には、全員適用すべきであると考えたのであります。その人員も八百二十五

名であり、そのうち死亡された方もありますので、多くの人数ではなく、その方々の実情を察しますと、ぜひとも全員に適用されたいと熱望した次第でございますが、各党の御事情もありま

すので、やむなく了承したと思います

います。

以上のごとく、修正案に賛成し、修正点を除く原案に對し了承するものがあります。が、この際本案に對する党の意見を明確にしておきたいと存じます。

第一点は、本法案の性格についてであります。本法案は、社会保障としてのものであるのか、労働基準法の補完的立法であるのか、きわめてその性格が不明確であります。職業病として発

足し、前三カ年間は業務上の疾病とし

て、労働基準法並びに労災法の適用を受けて療養し、その後二カ年間は、国民的人道的見地より国民病として取り扱われ、療養並びに休業の給付を受けるということは、理論の一貫せざるものを感じるのであります。ことに労働基準法八十一条、労災法十二条に規定する打ち切り補償額の支給を受けた後、二カ年間の本法の給付を受けることになつてゐるのであります。いま二カ年間給付を受け法の適用があるにもかかわらず、わざわざ打ち切り補償を行わなくても、本法の給付を受けて後二年後に打ち切り補償を行うのが、最も実情に即応し、合理的であると考へるものであります。しかるに、政府並びに経営者は、事業主の責任の延長を求め、あくまで三カ年が責任の限界であるとして固執するの余り、全く矛盾に満ちた法の体系になつたことは、まことに遺憾に存する次第であります。船員法八十九条は業務上の負傷疾病の場合、船舶所有者に、なおるまで療養の負担を負わせ、重篤な障害者には、終生死亡まで障害年金を支給することを考へますとき、法均衡上、けい肺等特殊な保護措置を要する病気に關し、事業主の責任を延長するも、無過失賠償責任の限度を越えるものではないと思ふるのであります。この点、西田労働大臣の、終生政府において給付をしたいという理想が実現する場合は、国民病として事業主の責任から除外されることもけつこうであります。二年という期間を限定される限り、事業主の責任を明確にし、その間の雇用関係の継続を保証すべきであると思ふのであります。

第二点 転換給付についてであります

す。転換を要するものは、法第八条に規定されてゐるけい肺第三症度ないし第二症度のものであります。政府は、病氣ではあるが療養休業を必要とするものではなく、かつ労働能力を喪失していないことを理由に、何ら障害補償的なものを支給すべきではないとされております。しかし、転換給付を認めること自体が、そこに災害補償的なものを支給しなければならぬことを自ら認めた証であると考えるのであります。労働能力を喪失してゐるとわれわれは考へるのであります。百歩を譲つて、政府の言うごとく、たゞ通常の労働能力を喪失してゐないといひましても、その作業場にそのまゝ作業を続行していれば、症状は進行し、労働能力の喪失どころか、必ず死に至るのであります。そこで、作業転換を要するこの状態の患者は、当然補償の対象になり、災害補償の請求権があり得ると思へます。日本の法体系、ことに労働基準法の中に的確にその病状に対する補償の規定がないとしても、それは法が予定しなかつたような病状であるからでありまして、すみやかに改正を要すべきであると思へるのであります。しかし、現行法で準用するとすれば、当然労働基準法第七十七条の障害補償であると思へるのであります。労働者災害補償保険法施行規則別表第一の第十一級に胸腹部臓器に障害を残すものは、平均賃金の二百日分を支給することになつており、第七級、胸腹部臓器の機能に障害を残し軽易な労務の衣服することができないものは、平均賃金の五百六十日分を支給することを規定してあります。現実の問題といたしまして、鉾山の粉塵作業場の坑内から坑外

に作業転換を命ぜられたものは、五〇％も賃金収入が減少し、その損失は甚大といわなければなりません。一九五〇年の第三回閣議けい肺会議の第二十九条に、けい肺患者がなれた職を離れたときには、あらゆる努力を払つて直ちに彼を職につけなければならぬし、あるいは彼を訓練して適當なかわりの職につけなければならぬ。この際は彼の生活水準を引き下げてはならない。またかわりの職につくことが彼の補償額を減少せざるやうなものであつてはならないという勧告がなされてゐるのであり、外国の多くは、年金を支給して目的を達してゐるやうであります。この点將來への法の改正を望んでおきます。

第三点、第八條の作業転換、第九條の規定は、健康の保持と生活の確保の調整の問題であります。これが強制的に行われ、それが利用され、かえつて労働者の保護立法の性格を離れ、首切り立法にならぬやう、行政官庁においても十分留意されたいと思へます。

第四点、法三十八條の就労施設は、すみやかに次期国会において予算措置を講じていただきたい。

第五点、粉塵作業に従事した者で離職した者の健康管理につきましては、特別に考慮を払われるとともに、十分調査の上、必要あらば将来法の改正をしていただきたい。

第六点、平均賃金のスライド制の実施は、休業補償についてのみ実施してあります。打ち切り補償その他の補償についても今後改正していただきたい。

第七点、船員法、船員保険法適用の

労働者につきましては、実はこれは忘れられたとも、あるいは誤まつた解釈をしておつたとも言われております。が、實際適用から除外されておられ、技術の問題といたしまして、きわめて不備を感じるのでございます。この点につきましては、私は行政官庁に今後こういうことのないやうに、十分留意していただきたいと思へます。すみやかに法の改正を要請するものであります。

以上、わが党の意見を述べた次第でございますが、わが党といたしましては、今述べましたごとく、多くの不満な点、了承しかねる点はございますけれども、多年にわたるけい肺患者、その家族、粉塵作業場に従事する労働者、いかなる全国の労働者の念願であつた立法が、ようやく実現の運びになつた次第でございますので、この点にかんがみ、今後その法の充実に期待いたしまして、修正案賛成、修正点を除く原案に賛成をいたす次第でございます。

○中村委員長 午前中はこの程度にとどめまして、午後はけい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法案の討論採決を行います。

午後二時半まで休憩いたします。

午後四時三十分休憩

午後五時三十分休憩

○中村委員長 休憩前に引続きまして会議を再開いたします。

けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法案を議題となし、討論を続行いたします。吉川兼光君。

○吉川(兼)委員 私は日本社会党を代表いたしましたのでこの法案に對しまし

ては、各派の共同修正案が出ておりますが、その修正案に賛成いたしましては、修正案以外の残る部分におきましては、政府案を認めるものでございまして、簡単に討論いたします。

わが党におきましては、この法案に盛られております、すなわちけい肺病なるものは、先般の公述人その他の陳述によつてもわかりますやうに、これは一たんかかりますと、現代の医学をもつては回復不可能である、やういふふうな結論づけられておられますところのおそれるべき職場病でございます。従つてわれわれは、この病人に對しましては、政府はもとより、関係事業主方面におきましても、最大の犠牲を払つて対策を講ずべきである、やういふふうな確信しておるのであります。従つてわが党といたしましては、この問題を取り扱う党内の機関にかかけまして、この法案に對する修正案というものを、あらかじめ用意いたしたのでございまして、しかしながら、この委員会の審議の経過に見ます場合に、わが党の修正案のみを押し通すことは、他党との関係においてきつめて困難であるといふことが十分に認識されますがゆゑに、われわれはあえて一党の修正案をこゝで強く主張することを避けるのであります。しかしながらわが党といたしまして作り出した修正案が耳に入れておきたいと思へます。きわめて簡単にございまして、わが党の修正に對する根本的な考へ方を、この機会に明らかにいたしておきたいと思ふのであります。

まず、第一条関係におきましては、この法律の目的に、労働者がけい肺に

かかることを予防する旨の条文を明らかに挿入することであります。

それから同じ第一条関係の第二項は、療養、休業等の給付は、療養、休業等の補償と改めたいと思うのであります。

さらに、第三条におきましては、けい肺健康診断のうち、同条第二項は二年以内ごとに一回とし、基準法による健康診断の際けい肺の疑いありと認められる者は、本法のけい肺健康診断を行うことを請求することができるといふようにいたします。

さらにまた第三条の第二項といたしましては、第一項第三号を削除すること、また三といたしましては、第八条もしくは第九条による作業転換または離職者については第三条第三項を適用すること、さらに第四項といたしましては、第九条以外の離職については、労働者の請求に基づき健康診断を行うこと。

さらに第三点といたしましては、第八条、第九条関係であります、その中に作業転換の実施については、勧告された当該労働者の意思を十分尊重する旨の規定を挿入すること。

第四点といたしましては、第十条の關係でございますが、転換補償は労働基準法第七十七条に定める障害補償等級に相応した補償をすること。

第五点といたしましては、第十四条關係でありまして、この法律に必要な費用のうち二分の一を国庫負担とすること。

第六点といたしましては、その他といたしまして、まず第一に、従来の患者に対する措置として、この法律施行前すでに基準法第八十一条または労働

災法第十二条第一項第六号の打ち切り補償を受けた者にもこの法律の適用を行うこと、さらに第二といたしましては、予防法を具体的に規定すること、第三といたしましては、この法律はけい肺に関する最低の保護措置である旨の規定を設けること、第四といたしましては、第三十八条の就労施設は、すみやかに予算措置をとること、第五といたしましては、本法案と関連して労働基準法第十二条の平均賃金のスライド制をすみやかに実施すること、第六といたしましては、船員法適用の労働者にも本法の適用をすること。

以上が、わが党が根本的に考えておりますところのこの法律案に対する修正意見でございます。このわが党の修正に對する考えは、このたびの各派共同提案にかかわります修正案の中におきましては、生かされた面もありません、生かされておられない面もあるものであります、すでに各派共同修正というものができておりますので、ことさらに私はその中にある異を唱えるものではないと存じますが、わが党がこの法律案の修正に對しまして最低の線として考えておりますことを、この際労働大臣の御参考までにお耳に入れた次第であります。

繰り返すようでありますが、このけい肺患者の将来につきましては、きわめて悲観すべき情勢にあります、将来の機会において、なお十分と思われまするこの法律を、一段と理想的なものに改めることに御努力あらんことを希望いたします、簡単にございいます、私の討論といたす次第であります。

○中村委員長 中原健次君。

○中原委員 私は労働党の立場から、本法律案に對する要請の發言をいたしたいと思ひます。なお各派共同提案によりまして修正をいたしたすべての事項及び残余の政府の提出案に對して賛成をいたすことを、まず最初に申し上げておきます。

すでにお互いに経験して参りましたように、昭和二十六年に全員の労働組合の方から、けい肺病等に対する法的な措置、国家的な補償措置を講じてもらいたいという陳情あるいは提言がなされましてから以來、本国会において、小委員会を設け、あらゆる機会をもつてこれに對する研究、調査、討議を重ねて今日に至つたことは、一にかかつてこのけい肺病そのものが、長い歴史の中に立証されて参りましたように、いわゆる不治の病であるから、何とかして近代科学的あるいは医学の力をもつてこれを根本的に根絶するの策はなきものかというところで、これに對する数々の努力が払われて今日に至つておるわけでありまして、しかしながら、各般の事情は、その善意の努力にもかかわらず、その要請にこたへるに足るものができ上つたとは申し上げられないことを、はなはだ遺憾に思つておるものであります。

各派の代表諸君によつて、ただいま御討論が重ねられました、その御討論の中に、それぞれ重要な点について御指摘がございましたように、本法律案は、幸いにも満場一致の修正案をこうして決定は見ましたものの、これが直ちに実施施行されると同時に、改正を約束しなければならぬ、ことが、すでに前提になつておるといふことは、われわれの最も留意を置かねば

ならない点と思ひのであります。ことに、御存じのように、外国においても、けい肺病に對するいろいろな研究が進められて今日に至つておるようでありまして、比較的小国においてさえ、実は抜本的な施策を講ずるために、いろいろと努力がなされておるといふ事實を知ることができるところであります。

ことに私は、抜本的な措置を講ずる必要のあることを痛感するの余り、まず本法の制定と同時に、予防的措置を講ずることの格段に重要であるといふことを指摘申し上げましたし、要請も申し上げておりますが、御存じのことにして、たとえば速やスイスなどにおいては、主として予防の措置に国家的な施策が集中されておる。そうしてこの病気を起さしめることのないようにすること、この國の努力が払われておるといふことは、確かに見るべきものがあり、学ばべきものがあるのではなからうか、このように私は痛感いたしました。おのりて、従ひまして、日本において、この法律の制定と同時に、直ちに研究調査、討議を進めなければならぬ点は、まず抜本的な措置としての予防的施策をどのように取り上げるべきか、あるいはそれに対する医学的、技術的、各般の方策が吟味されるというところに、最も努力が必要になつて参ることを、私は特に強調しなければならぬと思ひのであります。

御存じのごとくに、この病氣は、いろいろな説明はついておりますものの、さきの委員会において大臣から御答弁がございましたこと、本来ならば、有毒なる作業は禁止すべきものである、従つてこのような有毒な作業は、

当然禁止すべきものの範囲に入るものであるけれども、遺憾ながら国家的、社会的にこの作業を禁止することが、國家の存立上、經濟の發展上許されなものであるとみれば、やむを得ずそのような危険作業をそのまゝに認めていくからには、その意味において、作業に従事する労働者に対する國家的、社会的責任は、今や議論する余地は毛頭ない、こういうことが当然結論として出ておると思ひのであります。従ひまして、このけい肺病に對する國家的、社会的な補償措置といふものが、異論なしに当然法律改正になることは、言うまでもないのであります、その意味から、本法案に對しまして、私どもはさらに思ひを深くしなければならぬと思ひます。従ひまして、せつかくここに各派の共同修正によつて成立を見るこの法律案は、その将来のよき改正への決意と展望をもちながら、この法律案を制定するといふことに相なったことを、私は特に指摘いたしておきたいと思ひのであります。

なお、配置転換の問題に對しまして、これは多々議論のあつた通りであります、いわゆる配転は、同時に失業を招くというやうなもので、いろいろ吟味してみますと、当然出て参るのでございます。従ひまして、配転後における失業ということが予想されるだけに、そのことの対策がまた当然講ぜられなければ、労働者としては、安んじてその業につくことができないといふことになつて参ることは申すまでもございませぬ。従ひまして、配転に對する補償等につきましても、一その注意を深めて、これに對する妥當

適切な措置が講ぜられるように努力を払わねばならぬものであると考へる次第であります。同時にまた、療養の手当金、あるいは休業の手当金、あるいは打ち切り補償の場合等に關連しまして、それらのすべて、いわゆる経済的な補償措置というものが、国家的、社会的に責任のある事項であるだけに、さらに格段の配慮がここに講ぜられて、この立法がその線に約束せられていかなければならない、このように痛切に感ずるものであります。これら諸点を指摘して、私はきわめて大づかみであります。私どもの希望といふすわけでありませう。

同時にまた、診療を行います場合の診療の機構と申しますか、その機構の現状を思ひますときに、これはなほだ不完全である。従つて、現在予想されるような、あるいは現存するような診療の機構であつてみれば、これは二十数万の該労働者を診察しなければならぬ機構としては、はなはだ心細いものであるという感を深ういたすのであります。それだけに本法律案の公布、施行と同時に、この診療機構について一そうの整備拡充をはかるといふことは、せつかつ当局におかれても積極的に具体的に御配慮が願ひたい。このことを私は付言いたしておきたいと思つております。

先ほど各党の代表委員諸君から、具體的な点を御指摘になられ、本法律案に対する賛成討論を通して、さらに改正への展望を持ちながら御討論がなされましたので、私はこれ以上の多言を要しないと思ひますので、ただ一応以上のことを訴へまして、本法案各派共同修正案並びに修正部分を除く政府原案に對しまして、暫間的な今の場において賛成の意見を表明する次第であります。(拍手)

○中村委員長 これにて討論は終局いたしました。

○中村委員長 起立総員。よつて本修正案は可決せられました。

次に、修正部分を除く政府原案について採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。

○中村委員長 起立総員。よつて本修正案は可決せられました。

次に、修正部分を除く政府原案について採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。

○中村委員長 起立総員。よつて本修正案は可決せられました。

次に、修正部分を除く政府原案について採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。

○中村委員長 起立総員。よつて本修正案は可決せられました。

次に、修正部分を除く政府原案について採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。

○中村委員長 起立総員。よつて本修正案は可決せられました。

以上、附帯決議を各党全員賛成の上、御可決あらんことを望みます。

○中村委員長 これにて趣旨説明は終了しました。

次に、ただいまの趣旨説明に對する発言があれば、これを許可いたします。発言はございませんか。

○中村委員長 起立総員。よつて本附帯決議は可決せられました。

○中村委員長 起立総員。よつて本附帯決議は可決せられました。

○中村委員長 起立総員。よつて本附帯決議は可決せられました。

○中村委員長 起立総員。よつて本附帯決議は可決せられました。

○中村委員長 起立総員。よつて本附帯決議は可決せられました。

○中村委員長 起立総員。よつて本附帯決議は可決せられました。

○中村委員長 起立総員。よつて本附帯決議は可決せられました。

○中村委員長 起立総員。よつて本附帯決議は可決せられました。

○中村委員長 起立総員。よつて本附帯決議は可決せられました。

○中村委員長 起立総員。よつて本附帯決議は可決せられました。

○中村委員長 起立総員。よつて本附帯決議は可決せられました。

○中村委員長 起立総員。よつて本附帯決議は可決せられました。

○中村委員長 起立総員。よつて本附帯決議は可決せられました。

○中村委員長 起立総員。よつて本附帯決議は可決せられました。

○中村委員長 起立総員。よつて本附帯決議は可決せられました。

○中村委員長 起立総員。よつて本附帯決議は可決せられました。

○中村委員長 起立総員。よつて本附帯決議は可決せられました。

○中村委員長 起立総員。よつて本附帯決議は可決せられました。

○中村委員長 起立総員。よつて本附帯決議は可決せられました。

○中村委員長 起立総員。よつて本附帯決議は可決せられました。

○中村委員長 起立総員。よつて本附帯決議は可決せられました。

○中村委員長 起立総員。よつて本附帯決議は可決せられました。

○中村委員長 起立総員。よつて本附帯決議は可決せられました。

○中村委員長 起立総員。よつて本附帯決議は可決せられました。

○中村委員長 起立総員。よつて本附帯決議は可決せられました。

○中村委員長 起立総員。よつて本附帯決議は可決せられました。

○中村委員長 起立総員。よつて本附帯決議は可決せられました。